

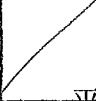
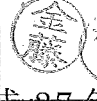




支 部 長	事 務 局 長	調 査 役	
			  

平成 27 年 4 月 7 日

建設業労働災害防止協会埼玉県支部長 殿

埼玉労働局労働基準部健康安全課長

「安全衛生特別教育規程の一部を改正する告示」の周知について

平素は安全衛生行政の推進にご協力いただきましてお礼申し上げます。

さて、今般労働安全衛生規則の一部を改正する省令による労働安全衛生規則の一部改正により、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務が特別教育を必要とする業務に追加されることに伴い、これらの業務に従事する労働者に対する特別教育の内容を新たに規定するため安全衛生特別教育規程の一部が改正されました。

そのため、貴団体の会員に対する周知をお願い申し上げます。



都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

安全衛生特別教育規程の一部を改正する告示の適用について

安全衛生特別教育規程の一部を改正する告示（平成27年厚生労働省告示第114号）が平成27年3月25日に公示され、平成27年7月1日から適用することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第59条第3項の規定により、事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者を就かせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないこととされている。

今般、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第30号）による労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部改正により、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）が特別教育を必要とする業務に追加されることに伴い、これらの業務に従事する労働者に対する特別教育の内容を新たに規定するため、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）の一部を改正したものである。

第2 改正の要点

労働者に対する特別の教育が必要な業務に、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）が追加されたことに伴い、これらの業務に従事する労働者に対する特別教育について、学科教育の内容を次のとおり規定したこと（第22条関係）。

- 1 足場及び作業の方法に関する知識 3時間
- 2 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 30分
- 3 労働災害の防止に関する知識 1時間30分
- 4 関係法令 1時間

第3 特別教育の科目の省略

安衛則第37条の規定により、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及

び経験を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができることとされている。この規定に基づき、次のとおり特別教育を省略することができるものであること。

1 次の各号に掲げる者は、特別教育の科目の全部について省略することができること。

(1) 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者

(2) 建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した者等足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる者

(3) とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者

(4) とび科の職業訓練指導員免許を受けた者

2 適用日時点で、現に足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床土における補助作業の業務を除く。）に従事している者については、改正後の安全衛生特別教育規程第22条に規定する足場の組立て等の業務に係る特別教育の科目に応じて、次に掲げる時間とすることができること。

(1) 足場及び作業の方法に関する知識 1時間30分

(2) 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 15分

(3) 労働災害の防止に関する知識 45分

(4) 関係法令 30分

3 適用日より前に、改正後の安全衛生特別教育規程第22条に規定する足場の組立て等の業務に係る特別教育の全部又は一部の科目を受講した者については、当該受講した科目を省略することができること。

○厚生労働省告示第百十四号
 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十九条の規定に基づき、安全衛生特別教育規程（昭和四十七年労働省告示第九十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年七月一日から適用する。

平成二十七年三月二十五日
 第二十一条の次に次の一条を加える。
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

（足場の組立て等の業務に係る特別教育）
 第二十二条 安衛則第三十六条第三十九号に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育により行うものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科 目	範 囲	時 間
足場及び作業の方法に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図、足場の組立て、解体及び変更の作業の方法、点検及び補修、登り、降り、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法	三時間
工専用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工専用設備及び機械の取扱い、器具及び工具、悪天候時における作業の方法	〇・五時間
労働災害の防止に関する知識	墜落防止のための設備、落下物による危険防止のための措置、保護具の使用方法及び保守点検の方法、感電防止のための措置、その他作業に伴う災害及びその防止方法	一・五時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	一時間

○安全衛生特別教育規程の一部を改正する件 新旧対照条文
 安全衛生特別教育規程（昭和四十七年労働省告示第九十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>第一条～第二十一条（略）</p> <p>（足場の組立て等の業務に係る特別教育）</p> <p>第二十二条 安衛則第三十六条第三十九号に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育により行うものとする。</p> <p>2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。</p>		<p>第一条～第二十一条（略）</p> <p>（新設）</p>	
科目	範囲	時間	時間
足場及び作業の方法に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立て、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修 登り栈橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法	三時間	
工用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法	〇・五時間	
労働災害の防止に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置 その他作業に伴	一・五時間	

關係法令	法令及び安衛則中の關係事項	法令及び安衛則中の關係事項	一時間
------	---------------	---------------	-----

法令及び安衛則中の關係事項

關係法令

法令及び安衛則中の關係事項

一時間

足場の組立て等の業務に係る特別教育(適用日平成27年7月1日)

科目	範囲	時間	(参考) 既従事者に 対する時間※
I 足場及び作業の方法 に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立て、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修 登り棧橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法	3時間	1時間30分
II 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法	30分	15分
III 労働災害の防止に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1時間30分	45分
IV 関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間	30分
計		6時間	3時間

学科教育

※ 適用日時点で、現に足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。)に従事している者に対する特別教育の時間